

基本方針

4つの方針

- 重要な政策課題の情報共有
及びその解決に向けた政策提言活動の強化
- 農業・農村への国民理解の醸成に向けた取組みの推進
- 持続可能な農業経営の早期確立
- 農業法人等における多様な人材の活躍推進

重点課題

4つの課題

1. 国・政府に向けた政策提言力の高度化
2. 国民に向けた農業・農村への理解の醸成
3. 農業法人等の経営発展を支援する各種事業の充実
4. 農業法人全国組織としての組織力の向上と組織基盤の強化

行動計画

重点課題1：国・政府に向けた政策提言力の高度化

- (1) 実態・意見の収集・分析に基づく政策提言の実施
- (2) 政策提言実現に向けた取組み
- (3) 中長期的な視点にたった勉強会の開催

重点課題2：国民に向けた農業・農村への理解の醸成

- (1) 食と農の連携・国民理解の醸成

重点課題3：農業法人等の経営発展を支援する各種事業の充実

- (1) 次世代農業経営者の育成・支援
- (2) 人材確保・育成支援
- (3) 経営改善・事業継続支援
- (4) 各種会員間や農業団体、経済団体、研究機関等との連携強化
- (5) 外国人材（技能実習、特定技能）の受入れ及び技能修得の支援

重点課題4：農業法人全国組織としての組織力の向上と組織基盤の強化

- (1) 役員間での会合や委員会活動の充実、実行力の強化
- (2) 会員拡大に向けた取組みの強化
- (3) 情報発信の強化
- (4) 事業遂行のための進捗管理、体制強化
- (5) 新規事業の企画・受託

令和 4 年度

公益社団法人日本農業法人協会事業計画書

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

I. 情勢

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が終息しないなか、飲食業や観光業等のサービス業では依然として厳しい状況にある。一方、製造業における生産・輸出・設備投資等は、海外経済の改善や為替変動、加えて、国内での対策等もあり、増加基調となっている。農業においては、農産物など物品の輸出入制限や外国人技能実習生等の出入国制限、外食需要の低迷、フードサプライチェーンの変調等により、今なお農業経営に直接的又は間接的に影響を及ぼしている。

農業・農村では、農業就業者が年々減少し、荒廃農地の発生や農地の転用等により農地面積の減少も続いている。加えて、近年、台風や豪雨等の大規模な自然災害や鳥インフルエンザ・豚熱等の家畜の伝染性疾病等の発生が全国各地で頻発している。さらに、多国間経済連携協定の発効により、農畜産物の関税削減による輸入拡大が懸念されている。このように、国民への食料の安定供給を脅かすリスクが多様化しており、強靱な農業経営が求められている。農業・農村の持続的な発展に向け、経営感覚に優れた担い手の確保・育成、多様な働き手が活躍できる環境整備、農地の利用集積・集約化、生産性の高い農業経営の実現、多様な主体との連携・協働の構築等が喫緊の課題となっている。

農業法人については、法人経営体数が31,600法人（令和3年2月）で増加傾向が続くとともに、農地利用は担い手への集積率が58.0%（令和3年6月）で農業法人の利用面積割合も増加しており、農地や雇用就農の受け皿等として重要な役割を果たすとともに、地域農業における経済界との連携等による新たなビジネスモデル創出の牽引役としても期待されている。

また、コロナ禍の長期化に伴う生活様式の変化により、都市住民が農業・農村の価値・魅力を再認識し、移住や二地域居住などの「田園回帰」の潮流が高まっている。

国内外の社会・経済における「地球環境」や「持続可能な開発目標（SDGs）」の関心の高まりから、多くの産業でそれらの考え方や取組みが広く浸透してきており、農業においても、脱炭素化、化学農薬・化学肥料の低減等の環境負荷低減の取組みや環境と調和した持続可能な生産活動を推進する動きが活発化している。

こうした状況の下、政府は、令和3年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2021～日本の未来を拓く4つの原動力～」を策定し、農業の成長産業化・生産基盤強化・農村地域の活性化等を図るため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく輸出力の強化、みどりの食料システム戦略の推進による食料・農林水産業の生産力向上と

持続性の両立の実現、スマート農業の実装加速化、農業デジタルトランスフォーメーション（農業DX）の実現、農地バンクの機能強化等による農地の集約・最大限の利用、多様な人材の確保・育成等の取組みを推進している。また、令和3年11月には、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、ウィズコロナの下で、社会経済活動の再開を図るとともに、「新しい資本主義」を起動させ、「成長と分配の好循環」を実現するとし、農業においては、農業の輸出力・生産基盤の強化を図り、農業の活性化・成長産業化を実現するとしている。

Ⅱ. 基本方針

日本農業法人協会（以下、当協会という。）が設立された平成11年に「食料・農業・農村基本法」が制定され、国民に安全安心な食料の安定的な供給、農業・農村の持続的な発展等の基本理念が掲げられた。農業の持続的な発展のためには、経営意欲のある農業者による創意工夫をこらした農業経営が展開できるようにすることが重要とされ、農業経営の法人化の推進を図ることも明記されている。

当協会は、設立以来、プロ農業経営者の集まりとして「自己革新による自立的農業経営の確立」を目指す一方、自助努力では解決が困難な事柄に対しては「政策改革への積極的な提言」を行うとの基本的な考え方にに基づき、農業が魅力ある成長産業として自立するため、令和4年度は次の4点を基本方針として掲げるものとする。

重要な政策課題の情報共有及びその解決に向けた政策提言活動の強化

関係省庁や農業団体、経済団体、関連企業、研究機関等との連携を深化させた上で、農業法人や農業経営に影響を及ぼす重要な課題や施策の動向、生産・流通の現場における農業法人等が抱えている課題や問題を迅速かつ正確に収集・分析し、会員への情報提供や専門家等との勉強会等も行い、課題に対する理解と共有を広げて、協会一丸となって提案提言活動や事業等を実施する。こうした取組みにより、農業法人及び当協会の存在感・認知度を向上させる。

農業・農村への国民理解の醸成に向けた取組みの推進

国民に対して、農業・農村が直面している課題への理解を深めてもらうとともに、農業・農村が持つ役割と魅力、農業法人・当協会の取組みを伝えるため、農業法人白書やその他の調査研究情報の発信と日常的な広報活動を強化させるとともに、イベント等を通じた消費者と農業法人との交流を促進する。

持続可能な農業経営の早期確立

良質な食料を継続的かつ合理的な価格で、国民に安定的に供給するため、農地の集積・集約やスマート農業の導入等により、生産基盤の強化や生産性の向上を図ることで、将来にわたり持続可能な農業経営の早期確立を目指す。

農業法人等における多様な人材の活躍推進

農業現場の慢性的な労働力不足の解消や経営感覚・国際感覚の優れた農業経営者の育成・確保のため、女性、障がい者、就職氷河期世代を含む若者、外国人等が活躍できる働きやすい環境づくりや農業教育機関と連携した高度人材の育成の取組みを推進する。

以上の基本方針に基づいて、次のとおり重点課題、行動計画を定めて具体的に取り組んでいく。

《重点課題》

1. 「国・政府に向けた政策提言力の高度化」
2. 「国民に向けた農業・農村への理解の醸成」
3. 「農業法人等の経営発展を支援する各種事業の充実」
4. 「農業法人全国組織としての組織力の向上と組織基盤の強化」

Ⅲ. 行動計画

1. 「国・政府に向けた政策提言力の高度化」

農地の集積・集約や資材価格の引下げ、収入保険の見直しといった政策提言として継続的に要請している重点項目や、新型コロナウイルス感染症拡大による農畜産物の需要減退、米対策、輸出など喫緊の政策課題、耕種・畜産といった品目ごとの課題の解決に向けて、政策提言委員会及びその下に設けた部会・WGを中心に引き続き政策提言活動の充実に努める。具体的には調査などエビデンスに基づく政策提言（政策提言活動の高度化）、提言実現に向けたフォローアップ活動、提言結果の速やかな広報、会員への丁寧なフィードバックの実施に努める。

（１）実態・意見の収集・分析に基づく政策提言の実施

- 政策提言活動にあたっては、政策提言委員会や各委員会、部会、WGでの議論を基本としつつ、農業法人実態調査やアンケート調査等により広く会員の声を集め、農業法人の実態をエビデンスとして整備、分析した上で、農業法人の経営発展に向けた様々な提案・提言を適時行い、政策決定への参画と意見の反映に努める。
- 多様な経営ニーズや会員の声を的確かつ客観的に把握するため、年1回の基礎調査である農業法人実態調査等を実施するほか、会員の負担軽減に向け、メール、WEB会議、WEBアンケートフォームなどを積極的に活用する。
- 農林水産省をはじめとする政府との連携強化のため、政策策定に必要となるアンケート調査や各種会議への参画依頼を積極的に受託する。
- 政党の農林関係部会や食料・農業・農村政策審議会等農林水産省における各種会議等に積極的に参加することで最新の政策の検討状況等を把握し、政策提言活動に反映するよう努める。

○政策提言などを国の予算要求や制度改正等へ反映させるため、国の政策検討スケジュールを踏まえ、調査、分析を行い、タイムリーな政策提言を行う。

○都道府県農業法人組織が取りまとめた政策提言要請内容の収集に努めるとともに、同組織等の要望に基づき、当協会が窓口となって中央省庁等の担当部局へ繋ぐ陳情活動を支援する。

(2) 政策提言実現に向けた取り組み

○政策提言の確実な実現のために、政策提言の重点要請項目や品目ごとに部会、WGを組成して、既往の政策提言の実現状況の確認及び今後の政策提言に向けた現行制度の課題の分析を行い、農水省関係部局等との意見交換等のフォローアップ活動を積極的に実施する。また、必要に応じて、国会議員やマスコミ等への個別レクチャー等、政策実現のための効果的な活動を行う。

○提言の成果については、農水省等関係省庁との意見交換の結果等について、メール・ホームページ・「Fortis」等を活用し、会員に対してタイムリーにフィードバックするとともに、メディア等を活用して、広く世の中へ情報発信するよう努める。

(3) 中長期的な視点にたった勉強会の開催

○中長期的な視点にたつて、会員の経営力向上や今後の政策提言につながるよう勉強会を随時開催する。

2. 「国民に向けた農業・農村への理解の醸成」

(1) 食と農の連携・国民理解の醸成

○会員や関係機関・団体と連携して生活者・消費者・地域住民などへ農業の魅力発信に資する各種取組（Farm Love withファーマーズ&キッズフェスタ等の支援）を積極的に推進する。

○会員及び都道府県農業法人組織が、独自に行う消費者との交流イベントや農業の魅力発信等の取組みについて、当協会ホームページ等を通じて情報発信を行う。

○会員法人の実態を広く周知するため、農業法人実態調査結果を取りまとめた「農業法人白書」をはじめとした会員法人に対して行った各種調査結果を必要に応じて、マスコミへリリースするほか、関係機関に配布する。

3. 「農業法人等の経営発展を支援する各種事業の充実」

(1) 次世代農業経営者の育成・支援

①次世代農業サミットの開催

○実行委員会により企画・運営を行い、年2回の開催にあたっては関係団体や担い手農業者組織等と協力して幅広い若手農業者を集め、経営力向上や仲間づくりの支援を行う。（第10回令和4年7月、第11回令和5年2月）

②若手農業経営者と農水省との意見交換会

○農林水産省の各種事業について、若手農業経営者の要望や関心をふまえてテ

ーマを設定して意見交換会を開催し、若手農業経営者の政策への理解の推進や人脈作り等を支援する。

(2) 人材確保・育成支援

①農業法人等への就職、雇用創出に対する支援

○農業法人等の従業員の確保及び農業・農業法人に就業することの魅力を発信するため、農林水産省の支援を受けて、学生や社会人を対象とした農業就業体験「農業インターンシップ」を実施する。

○関係団体等と連携し、「新・農業人フェア」にブース出展するとともに、就農を希望する学生や社会人が、フェアへの参加から就農まで確実にステップアップできる一貫した仕組みを推進する。

○就職氷河期世代で農業分野への就職を希望する者及び農業法人に従事する非正規雇用労働者に対する職業訓練、資格取得支援等による雇用確保のため、厚生労働省の委託を受けて、「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」を実施する。資格習得の訓練事業は年3回（第7回4月、第8回7月、第9回10月）、定員年間200名にて実施する。

②農業経営における女性活躍・農福連携の推進

○農業経営体での女性の活躍・障がい者雇用の拡大を目的に、優良事例紹介、ホームページによる人材育成、ワークライフバランス、職場の労働環境の改善等に関する情報提供を行う。

③農業法人等の従業員のスキル向上に資する研修会の開催

○農業法人等の役職員を対象に、農薬・肥料の基礎知識や安全に農作業を行うために必要な知識・技能を習得する研修会を関係機関・団体、アグリサポート倶楽部会員と連携して行う。また、ウィズコロナの下での開催や参加率の向上のため、対面・WEBを組み合わせた研修を検討する。

④人材の農業適性・資質向上に関する支援

○雇用就農を目指す人材や、従業員のキャリア育成等に資するため、農業法人経営における人材の適性・資質・価値観・モチベーションと行動特性を総合的・多面的に測定する仕組みを推進する。

⑤関係農業団体との連携による雇用労働力確保の推進

○「農業労働力支援協議会」の構成員である一般社団法人全国農業協同組合中央会（JA全中）、全国農業協同組合連合会（JA全農）、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）、一般社団法人全国農業会議所と連携し、農業法人等における多様な農業人材の確保・育成等を検討、支援する。

(3) 経営改善・事業継続支援

①農業経営関連情報の発信

○電子メールとFAX通信網等を活用し、専門家による最新情報や研修・各種会合の開催情報など、経営に役立つ様々な情報を年間約50回発行している「Fortis」等を通じてタイムリーに会員へ提供し、農業経営における課題解決

を支援する。

②保険サービスの強化

- 関係団体等と連携し、農業法人経営のリスク負担を軽減するため、「食品あんしん保険制度」や「家畜再生産費用補償保険制度」等を活用した農業セーフティネット支援対策を充実し推進する。
- 人材の安定確保や福利厚生の実施等の観点から、会員限定の従業員等の傷害保険制度の利用を促進する（従業員等傷害保険活動）。
- 労働災害による賠償リスクに備え、政府労災給付金で不足する賠償責任額との差額を補てんする制度を会員限定サービスとして推進する（団体使用者賠償責任保険活動）。
- 近年高まるサイバーリスクに備え、情報漏えいや見舞金などの費用損害や賠償損害を補填する「サイバーリスク・情報漏えい総合補償プラン」を推進する。

③会員と外食・中食産業等を繋ぐ販路開拓支援

- 関係団体等と連携し、ビジネスマッチング（農業法人の商品展示・商談会、異業種とのビジネス相談会、輸出等海外事業の促進、交流会や相談活動等）を実施し、会員の販路拡大や事業展開を支援する。
- 株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）・農林中央金庫・NPO法人日本食レストラン海外普及支援機構（JRO）との連携により、ビジネスマッチング支援、海外情報の提供等、会員の国内販路開拓や海外事業展開を支援する。

④会員等の経営相談支援

- 電話・メール等による会員をはじめとした農業法人等からの経営相談を随時受け付け、必要に応じて、アグリサポート倶楽部会員との連携・協力（ノウハウの提供等）により経営課題の解決に向けた取組みを実施する。また、令和4年度に都道府県に設置される「農業経営支援センター（仮称）」等の相談窓口の周知を行う。
- 新たな取引を始めるとき、既存の取引を拡大するときなど、取引先企業に関する参考情報を提供する信用情報活動を会員限定で行う。

⑤災害に備えるBCP策定による経営継続力の強化と地域連携の支援

- 会員法人が自らの経営継続力の強化のためのBCP策定を推進する。併せてBCP策定によるリスク軽減効果等の分析、検証に取組み、BCP策定者に対する支援措置を検討、要請に向けて取り組む。
- 災害に備えて地域で自治体・企業等と会員が連携する取組みを支援する。

（４）各種会員間や農業団体、経済団体、研究機関等との連携強化

①賛助会員・アグリサポート倶楽部会員との連携強化

- 当協会の活動に関心を持つ企業・専門家等がその事業や活動等を通じ会員等を支援するアグリサポート倶楽部を運営する。
- 農業経営に資するサービスや商品情報等を効果的に発信するため、ホームペ

ージによる情報発信、有料情報提供サービス「農業経営サポート便」（「農業情報おまとめ便」と「耳より情報・個別便」）の充実を図る。

○賛助会員やアグリサポート倶楽部会員の様々なサービスや情報を正会員の農業経営に活かしてもらうため、オンライン交流会等の充実を図る。

②農業団体・経済団体・研究機関等との連携強化

○ＪＡグループや一般社団法人全国農業会議所、農業教育機関等との意見交換や勉強会を通じて、農業法人等が抱える課題や問題を共有し、農業法人等の経営改善・発展を農業界一体となって支援されるようにする。また、当協会とＮＰＯ法人日本プロ農業総合支援機構、一般社団法人食農連携機構、一般財団法人日本ＧＡＰ協会の４団体で構成される「農業経営支援連絡協議会」に引続き参画し、構成組織相互の情報共有を図るとともに、農業法人等の経営発展に資するセミナー等の開催を支援する。

○経済団体・企業、研究機関等との「農業技術革新・連携フォーラム」等の取り組みを通じて、相互理解を深め、連携することで、会員のネットワークの構築や最新技術の導入、経営課題の解決を支援する。

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）との連携により、会員への様々な技術情報の提供・技術開発ニーズに関する意見交換等を実施する。

○当協会だけでは解決できない会員の経営課題に向けては、対応する力を有する企業・機関等と業務協力、提携することで解決能力を強化する。

（５）外国人材（技能実習、特定技能）の受入れ及び技能修得の支援

○一般監理事業監理団体として、定期的な監査や巡回指導を通じて適正かつ円滑な監理業務を行うとともに、外国人技能実習制度を活用している会員間の情報交換等を行う。

○外国人技能実習生の新規受入れ会員の獲得と既存受入れ会員の再受入れの確実な実施を図る。

○外国人技能実習生農業研修会の受講者の新規獲得と受講実績のある監理団体等の再受講率を高めるため、研修内容の充実を図る。

○特定技能制度の適正な活用を目的に、活用状況や雇用状況等の調査を実施し、調査結果を基に適正な制度運用に向けた各種普及啓発等を実施する。

○会員等の農業経営体が特定技能外国人材を円滑に受入れられるよう、登録支援機関として支援等を行う。

○外国人材の技能習得を支援するため、学習アプリの提供や日本語能力試験の奨励制度を実施する。

４．「農業法人全国組織としての組織力の向上と組織基盤の強化」

（１）役員間での会合や委員会活動の充実、実行力の強化

○理事会、常任理事会に加えて、昨年度に引き続き、会員理事・会員監事による

会員役員懇談会を月例で開催し、役員間での情報共有や意見交換を密にして協会運営を行っていく。また、協会活動の「見える化」のため、会長及び副会長の動静を「Fortis」等に掲載するほか、常任理事会及び会員役員懇談会の配布資料、議事要旨を正会員専用ホームページに公開する。

- コロナ禍が長期化する中においても「政策提言委員会」を始め、「組織運営委員会」、「経営強化委員会」、「人材委員会」、「企画委員会」の活動が停滞することなく、活動の活性化と高度化が図れるように委員会活動のあり方を柔軟に見直しつつ、委員長の強いリーダーシップの下、委員会・部会・WG活動に取り組む。

（２）会員拡大に向けた取組みの強化

①都道府県農業法人組織との連携の深化

- 都道府県農業法人組織の幹部等との意見交換を必要に応じて機動的に開催する。
- 新規入会者獲得を目的とした、WEBセミナー等の開催支援の他、セミナー講師紹介などの支援を積極的に実施する。

②入退会理由の分析と改善策の検討・実施

- 直近の入会法人や退会時の理由ヒアリングを徹底し、状況の集約を行うとともに調査結果を都道府県農業法人組織とも共有し、改善策を検討する。
- 全国及び都道府県の農業法人数（例えば、認定農業者に認定されている農業法人数）に対する目標組織率を設定し、その目標達成に向け都道府県農業法人組織と連携して会員の増強を図る。

（３）情報発信の強化

①会員等への情報発信強化

○協会ホームページの充実

会員や国民に対して、協会の取組み等の情報を見やすく、伝わりやすくするため、協会ホームページの画面構成や内容の見直しを適時行う。

○会員等の取組紹介

メディア等に掲載された会員及び都道府県農業法人組織の取組の情報等を当協会ホームページで紹介し、会員、都道府県農業法人組織及び当協会の認知度等を向上させる。

○SNSを活用した情報発信・共有

現在実施中のFaceBookの内容の充実を図るとともに、各委員会等でグループウェア等を積極的に導入し、迅速で効率的な情報共有を図る。

②メディア・情報発信企業等との連携強化

- プレスリリースに際しては、メディアごとに個別レクを行う等、連携強化に努めて、メディア掲載数の向上を図る。
- 農業の情報を発信する企業と積極的な連携を図り、相互の情報の掲載や発信に努める。

(4) 事業遂行のための進捗管理、体制強化

①各事業の収支管理

○各事業の収支について、適時、対計画実績及び対前年実績と比較し、課題及び事業見直しを含む改善策を講じる。

②事務局体制の整備

○職員の育成・教育支援

- ・業務目標等点検シートにより規定に則って人事評価を行うことで、処遇に反映するとともにマネジメントや人材育成のツールとして活用して、職員のモチベーション維持や適切な評価と配分を実現する。
- ・協会職員として職責に応じた能力を身に付けることができるように、研修教育企業と連携し必要な研修を計画、実施する。

○リモートワーク体制の充実

新型コロナ対策、役職員が働きやすい環境づくりとして、リモートワークに必要な体制（ハード／ソフト支援等）を強化するとともに、必要に応じて、職場環境等を整備（規定等の整備を含む。）し、リモートワークの充実を図る。

(5) 新規事業の企画・受託

①協会の収益の柱となる新規事業等の検討

長期的・安定的な協会運営を実現するため、農業法人等の経営発展に繋がる新規事業の企画検討や補助・委託事業の受託を進める。また、協会職員が新規事業企画を継続的に創出できるスキルを習得するために必要な研修を実施する。

以上

令和４年度主要会議日程（予定）

日程	会議名称
【令和４年】	
４月中旬	都道府県農業法人組織事務局担当者会議
５月20日（金）	第37回監事会
５月26日（木）	第26回都道府県会長会議
５月27日（金）	第85回理事会
６月16日（木）	第44回総会・全国農業法人夏季セミナー
～17日（金）	（自主的研究会など併催）
７月	第10回次世代農業サミット
９月15日（木）	第86回理事会
10月28日（金）	第38回監事会
12月８日（木）	第87回理事会
12月中旬	農業技術・連携革新フォーラム2022
【令和５年】	
１月～２月	ブロック会長・事務局会議
２月16日（木）	第27回都道府県会長会議
２月17日（金）	第88回理事会
２月	第11回次世代農業サミット
３月16日（木）	全国農業法人春季大会・春季セミナー
～17日（金）	（自主的研究会など併催）

※各会議は、状況に応じて開催形式を変更

※常任理事会、会員役員懇談会は、原則、毎月実施

※都道府県会長会議は、対面とWEBで各１回開催

※ブロック別交流会は、開催県と調整の上、開催（８月～２月）

（東北・北海道、関東、北信越、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）